

## V. アジア太平洋協力

アジア・太平洋地域は、太平洋の東西間の経済交流の中で、発展してきており、世界経済の中でも、活力に満ちた地域となっている。この地域においては、APEC等地域協力の枠組みが形造られてきており、我が国の役割に対する期待も大きい。

APECにおいては、我が国の経済力、技術力等を地域の課題解決のため活用することや、あるいは、我が国の市場アクセスの一層の改善等を図り輸入を拡大するといったことだけでなく、域内で協力しながら解決すべき課題の選定、課題解決のための枠組み作り、域内の貿易・投資の枠組み作りへの我が国の積極的な参画が期待されている。

アジア・太平洋地域には、経済の発展段階や、文化的、歴史的背景を異にする国々が存在しており、それぞれの国は市場メカニズムを基本としつつも多様な経済システムと、経済発展のための多様な課題をもっている。このため、貿易・投資の枠組みや協力して対応すべき課題等について、メンバー間で意見が異なることもある。また、時として我が国に対し、対米重視か、アジア重視かとの問いかけがなされることもある。しかし、我が国としては、メンバー間の意見の違いに対し、常にどの国の立場を支持する、あるいは、単に仲介の労をとるといったことではなく、我が国として、この地域の持続的な発展のため、望ましいと考えられる地域の協力のあり方について具体的提案を行いつつ、各メンバーと意見交換を行い、考え方の調整を行っていく。

### 1. 貿易・投資の自由化・円滑化

APECにおいては、昨年(1994年)のボゴール宣言を受け、域内の貿易・投資の自由化・円滑化が重要な課題の一つとなっている。この目標達成のため、我が国としては、本年(1995年)の大阪会合において採択された包括性・WTO整合性・同等性・無差別・透明性・スタンスティル・同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル・柔軟性並びに協力を一般原則とした「大阪行動指針」に沿い、今後、明年(1996年)のAPEC閣僚会議に向け我が国としての「行動計画」を策定する。

### 2. 多面的協力の重視

また、発展段階の異なる国々等の集まりであるAPECにおいては貿易・投資の自由化・円滑化のみならず、メンバーの特性をいかした経済・技術協力も進めるべきである。このため、我が国としては経済・技術協力についても、持続可能な成長及び衡平な開発の達成を目指した「大阪行動指針」に沿い、これまで我が国が提案してきたいわゆる「3Eスタディ」に基づいたエネルギー・環境面の協力、「前進のためのパートナー(PFP)」による協力、税関手続・基準・認証分野における協力、中小企業大臣会合を通じた中小企業等育成のための協力など域内の諸課題の解決に向けた協力等を進めていく。

### 3. 更なる発展の確保

アジア太平洋地域における急増する人口及び急速な経済成長により、食料及びエネルギーの需要並びに環境への負荷が急激に増大すると予想され、この地域の経済的繁栄を持続可能なものとするため、長期的課題として、これらの相互に関連した広範な問題を取り上げることとし、共同行動に着手する方法について更に協議を行うべきである。

## VI. 国際的に開かれた社会の創造

我が国が、対外政策として、多様な国々が地球社会において共存していく道を探求し、世界に対し様々な提案を行なっていくとすれば、国内においても、異なる価値観の人々に対し、より受容力の高い社会を構築していく必要がある。

このような受容力の高い社会の構築は、我が国経済を真に国際的に開かれたものとし、また、活力に満ちたものとしていくためにも必要であり、また、我が国において、「自立した個人が豊かで安心した暮らしができる参加と選択の社会」を築いていくことにもつながるものである。

外国人や外国の文化・慣習をも受け入れる受容力の高い社会の構築のためには、国民一人ひとりが日常生活のなかで、どのように外国人や外国文化に接するかに係るところが大きい。国、地方公共団体等の公的部門においても、以下のような施策を進めていく。

### 1. 外国人にも住みやすい環境の整備

教育、社会保障等の面での、公的サービスについては、不法滞在者を除き、内外人無差別の原則に立って外国人に対しても提供されるようになっていく。また、これら公的サービスは、市町村等の窓口を通じ提供されていることが多く、日本語を十分に理解できない外国人とも接することが必要な市町村等では、各種パンフレットの外国語による表記等、外国人が公的サービスを受けやすいような様々な努力が計られてきている。今後とも公的サービスへの外国人によるアクセスを容易にする工夫が求められている。また、労働関係法令については、原則として、不法就労者に対しても適用がなされることとなっている。

不法滞在者については、不法滞在者を発生させないための施策を行うことがもとより重要ではあるが、例えば現実に滞在している不法残留者が緊急かつ重大な疾病にかかった際には、現実に対応せざるを得ない立場にある医療機関や一部の自治体が回収努力を行なっても回収できない医療費を負担しているという問題等もあり、こうした点について早急に取り組みを講じていく必要がある。

## 2. 人と文化の交流

日本人の国際理解の促進を図るとともに外国人の対日理解を図るため、自国及び他国についての理解を重視した国際理解教育の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）等によるコミュニケーション能力に重点を置いた外国語教育の推進、国際コンベンションの振興等国際観光交流の推進を図る。また、芸術文化関係者の海外への派遣や世界的な文化遺産の保護に対する協力等の文化交流の推進を図る。

また、有識者・文化人の派遣招請計画の充実、研究者・留学生の受入体制の整備充実を図るとともに、草の根レベルでの国際化・国際交流の充実、地方公共団体による地域レベルの国際交流・国際協力の充実、青少年の国際交流の充実等への支援を図る。また、学術交流及び知的交流の推進にあたっては、自然科学のみならず、人文・社会科学の分野における交流も重視する。

### 3. 外国人労働者問題への対応

専門的・技術的分野の外国人労働者については可能な限り受け入れる。このため、我が国経済、社会等の状況の変化に応じて在留資格に関する審査基準の見直しを進める。一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、我が国経済に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、中長期的な視点に立って慎重に検討すべきである。また、技術協力の観点から、技能実習制度の推進を図る。

## Ⅶ. 自由化・国際化の下での金融システム

### 1. 地球社会における我が国金融・資本市場の役割

我が国金融・資本市場は、これまで産業・経済の急速な進展や金融資産の蓄積等を背景に、世界の三大金融・資本市場の一つとして重要な地位を占めてきた。今後、ますます世界経済の一体化が進み、我が国と先進諸国やアジア等途上国との経済的結びつきが深まっていくと見込まれる中であって、内外の資金需要者に対して円滑に資金を供給し、内外の投資家に対して十分な投資機会を提供していくという我が国金融・資本市場の役割は、地球社会的規模で一段と重みを増していくものと考えられる。内外に開かれ、革新的でかつ安定的な金融・資本市場を提供することは、地球社会の発展に資すると同時に、我が国の利益にも資するものである。

#### (1) 国際金融取引の一体化と我が国金融・資本市場の役割

世界経済がグローバル化し、相互依存性が高まる中、規制緩和や金融技術革新の進展等を背景に世界各国の金融・資本市場が一体化してきている。また、近年発展の著しいアジア諸国の資金調達状況をみると、東アジアを中心に年々その規模が拡大してきており、高い経済成長を背景にして資金ニーズは今後一層増大するものと見込まれる。同時に、所得水準の高まり等から、これら諸国の資金運用ニーズも今後増大することが予想される。

また、国内的に我が国の個人金融資産は1千兆円を超える規模に拡大しており、これを有効に活用し、内外の経済発展に寄与していくことが求められている。

こうした状況の中で、我が国の金融・資本市場には、国内の投資家や企業等に対して円滑に内外の資金を供給し、資金運用の場を提供するとともに、アジア等海外諸国の資金調達需要及び資金運用需要にも十分応えていくことが期待されている。

#### (2) 我が国金融・資本市場をめぐる問題点

我が国金融・資本市場においては、経済・金融環境の変化や国民のニーズの多様化を背景に、自由化・国際化が進められてきている。しかしながら、その一方で、近年一部先物取引が国内においては減少する一方で、海外市場では増加傾向にあったり、

多くの国内企業が海外市場で起債したりするなどの例がみられ、こうした現象を捉えて「金融の空洞化」と呼ばれることがある。

しかしながら、このような現象については、我が国の景気低迷を背景とした循環的要因に基づく部分もあり、また、海外の投資家が日本の金融商品に関心を持つようになる等、むしろ我が国金融・資本市場の国際化と捉えられるものも含まれていると考えられることから、これらの現象をひとくくりに「空洞化」と捉えて議論することよりも、個々の現象の実態に即して効果的な対応を図っていくことが重要であるとの指摘もなされている。

また、我が国市場について、金融取引等の手法に一定の制約があること、土地代、オフィスコスト、人件費等のコストが高いものとなっていること、言語・習慣等の違いが大きく、外国金融機関等が我が国でビジネスをする上で利便性に欠ける面があること、市場関係者のビジネスマインドが弱いこと等が指摘されている。

このような問題も踏まえ、我が国金融・資本市場が今後とも健全な発展を遂げ、地球社会において重要な役割を果たしていくためには、以下の方策を着実に実行していくことが必要である。

#### (3) 我が国金融・資本市場の機能発揮のための方策

今後の我が国金融・資本市場の健全な発展を図るためには、取引のグローバル化の進展、市場間競争の強まり、円の国際化に対するニーズの高まり等の状況変化を踏まえ、市場機能が円滑に発揮され、国内外の資金需要者及び投資家からみて、より魅力的な市場とするための環境整備に努めていくことが必要である。また、担保力・信用力は不足しているが、研究開発力等を有する将来有望なベンチャー企業等に対する資金供給がより一層円滑に行われることも重要である。

こうした観点から、金融制度改革、外国株市場活性化策、投資信託改革、店頭市場改革等各般の措置が講じられてきたところであるが、今後とも、引き続き金融の自由化・国際化を推進し、金融・資本市場における有効かつ適切な競争を促進するとともに、資金調達・運用手段の多様化を進め、市場のより一層の効率化・活性化を図る必要がある。

このため、オフショア市場の環境整備や外為市場における取引慣行の国際基準に合わせた整備等を進めるとともに、株式市場における新規公開の促進を図るほか、社債の適債基準の撤廃等を踏まえ社債市場の整備を進めるなどの措置を講じていく必要が

ある。短期の資金調達手段としてのCP（コマーシャル・ペーパー）についても、有価証券の中での位置付け等に留意しつつ、そのあり方を検討していくことが重要である。また、有価証券取引税のあり方については、我が国の税体系における資産課税のあり方についての議論も踏まえつつ、株式譲渡益課税を含む証券税制全体の中で検討を進める。さらに、今後は格付が本格的に投資家情報として位置づけられることとなるため、格付機関自身が適切な改善を図っていくことを通じて投資家から高い評価を得ていくことが期待される。これらに加えて、情報通信システムの整備等、国際金融センターとしてのインフラ整備も必要である。

なお、このような金融の自由化・国際化を進めていく際には、市場の公正性・信頼性や投資家保護に欠けることのないよう留意することも必要である。

## 2. 金融システムの安定性確保のための方策

地球社会的観点から、我が国金融・資本市場は内外に開かれた活力のある市場であると同時に、健全で安定したものであることが必要である。このため、金融の自由化・国際化を進めるとともに、バブル崩壊により発生した金融機関の不良債権問題を解決し、金融システムの安定性を確保することが必要であり、これにより健全で活力のある金融システムの構築に努めていくことが重要である。

### (1) 金融機関等の経営の健全性の確保と投資家等の自己責任原則の確立

金融の自由化・国際化が一層進展することにより、金融機関等のみならず預金者や投資家にとっても収益及びリスク選択の幅が拡大すると考えられるが、同時に、より多様なリスクへの対応が求められることとなる。

このような状況の下で金融システムの安定性を確保するためには、まず、金融機関等が経営の健全性を確保していくことが重要であり、そのためには、金融機関等による不良債権の早期処理に向けた厳しく真摯な取り組み努力が必要である。不良債権の処理に当たっては、信用秩序の維持や預金者保護に配慮しつつ、概ね5年以内のできるだけ早期に積極的な処理を進め、問題解決の目処をつける必要がある。その際、単なる帳簿上の処理にとどまらず、不良債権の担保となっている不動産の流動化の促進を図ることが重要である。また、これと同時に、個々の金融機関等が自己責任原則の下に、自らのリスク管理能力を高めていくことも重要である。

また、金融機関等の経営の健全性のチェックに当たっては、金融機関等が経営内容のディスクロージャーを一層充実させつつ、預金者、株主、債権者といった市場参加者が、市場を通じて、様々な形のシグナルを発する機能に着目し、これを活用していくことが適当である。

金融システムの安定化を図るための対応としては、検査・モニタリング体制の強化を図るとともに、これまでのような金融機関等に対する競争制限的規制に代えて、自己資本比率規制等の健全性諸比率基準の活用等を図るなどより透明なものとする必要がある。また必要とされる場合には、監督当局が金融機関等の経営の健全性を確保するための所要の是正措置を早期に講じていくことが重要である。さらに、万一金融機関等の経営破綻が生じた場合には、その影響が金融システム全体に波及することを防止し、利用者を保護することが必要である。このため、破綻処理手続の迅速化・多様化を図るとともに、預金保険の拡充等について検討を進める必要がある。

また、金融の自由化・国際化の進展に応じて、金融機関等には、多様化、複雑化した金融商品・サービスの内容に関して客観的かつ正確な情報を分かりやすく提供していくことにより、これまで以上に創意工夫を凝らしながら積極的に利用者のニーズに応えていくことが求められる。一方、預金者や投資家においては、商品選択に当たってリスクは自分自身が負うという自己責任の認識を持つことが必要であり、その際、監督当局、金融機関等はあらゆる場を通じてこのような考え方についての国民の意識の啓発に努めるべきである。

### (2) 金融派生商品取引の拡大への対応

金融派生商品取引は、市場参加者に対してリスク・ヘッジ手段等を提供するものとして、その取引規模が近年急速に拡大している。他方、こうした金融派生商品取引については、リスク自体は目新しいものではないものの、リスクが複雑に絡み合っていたり、価格変動幅の特に大きい商品もあるため、十分な理解と管理が行われなければ、不測の損失につながる可能性がある。このように、金融派生商品取引にはそのリスク管理が困難な面もあるが、国民経済的有用性も大きいことから、金融機関等の市場参加者が、自らの責任においてその業務の特性に応じたリスク管理手法や体制を確立するとともに、適切なディスクロージャーに努めていくことが重要である。